

令和6年度

名古屋市包括外部監査の結果報告書

概要版

名古屋市包括外部監査人
税理士 新 開 章

目次

第 1 章 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 監査の対象年度	1
3 包括外部監査人及び補助者	1
4 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
5 選定した理由及び監査対象	1
6 利害関係	2
7 監査の期間	2
8 監査の手続	2
第 2 章 総論	7
1 包括外部監査に関する地方自治法の定め	7
2 名古屋市の包括外部監査結果報告に対する取扱い	8
3 総括	13

（巻末資料） 指摘・意見一覧表

第 1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252条の37第 1項に基づく包括外部監査

2 監査の対象年度

原則として、令和 5年度。ただし、必要に応じて他年度も監査対象とした。

3 包括外部監査人及び補助者

名古屋市包括外部監査人	新開 章（税理士）
同補助者	米津 覚登（税理士）
同補助者	片山映理子（税理士）
同補助者	高井 正樹（税理士）
同補助者	筒井 敬士（公認会計士・税理士）
同補助者	河口 航平（弁護士）
同補助者	竹中 雅史（弁護士）
同補助者	平松 卓也（弁護士）
同補助者	中西 敏夫（弁護士）

4 選定した特定の事件（監査テーマ）

「名古屋市の包括外部監査の結果に対する措置状況」

5 選定した理由及び監査対象

名古屋市では、平成11年より包括外部監査を実施し、各年度の様々なテーマに関して、多くの指摘や意見が公表されてきた。

また、地方自治法第 252条の38第 6項の規定により、包括外部監査人からの監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の長らは、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員は、その通知に係る事項を公表しなければならないとされている。

包括外部監査制度の趣旨に照らせば、行政の合規性の確保と効率性・有効性・経済性の向上のため、監査結果については真摯に受け止め、対処することが市民の期待に応えるために必須である。

従って、名古屋市が監査結果に対してどのような措置を講じ、それが行財政運営にどう活かされているかを検証する事もまた、非常に重要な監査テーマであり、包括外部監査制度の機能の充実に繋がると考え、今年度の監査テーマに選定した。

6 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

7 監査の期間

自 令和 6年 6月 4日 至 令和 7年 2月 4日

8 監査の手続

監査の結果から措置状況の公表に至るまでの事務を確認するため、監査事務局監査管理課に対し、ヒアリングを行った。

その上で、平成16年度から令和 4年度までの包括外部監査結果報告書と、同報告書に記載された指摘又は意見に対する措置状況を検討し、ヒアリング対象とする措置状況を選定した。

ヒアリング実施日

月日	所管課・公所 (カッコ内の数字は選定した措置状況の数)	課・公所 の合計	選定 した 措置 状況 の合 計
8/19	会計室会計課(3)、防災危機管理局危機対策課(1)、スポーツ市民局：地域振興課(1)、地域安全推進課(1)、消費生活課(1)、スポーツ振興課(3)、観光文化交流局国際交流課(8)、千種区企画経理課(1)、西区地域力推進課(1)、中区地域力推進課(1)、名東区総務課(1)	11	22
8/20	会計室会計課(1)、スポーツ市民局住民課(2)、健康福祉局：障害者支援課(3)、健康増進課(1)、八事霊園・斎場管理事務所(2)、交通局：営業課(1)、資産活用課(7)、駅務課(1)、中川区民生子ども課(2)、緑区市民課(1)、名東区市民課(1)	11	22
8/26	観光文化交流局文化芸術推進課(9)、健康福祉局介護保険課(6)、熱田区：総務課(2)、保険年金課(1)、天白区保険年金課(4)、教育委員会：学校保健課(8)、教育センター(1)	7	31
8/29	環境局：職員課(3)、資源循環推進課(1)、作業課(4)、工場課(4)、緑政土木局：総務課(1)、企画経理課(1)、河川工務課(1)、緑地管理課(1)、緑地利活用課(3)、緑地維持課(1)、熱田土木事務所(2)、緑土木事務所(2)、東山総合公園(4)	13	28

9/2	スポーツ市民局スポーツ戦略課(3)、健康福祉局：地域ケア推進課(4)、保険年金課(10)、環境局：作業課(1)、施設課(5)、緑政土木局：中村土木事務所(1)、港土木事務所(1)、緑区民生子ども課(1)	8	26
9/4	上下水道局：労務課(3)、契約監理課(11)、経営企画課(1)、経理課(7)、情報システム課(3)、給排水設備課(3)、技術管理課(4)、配水課(2)、配水設計課(2)、施設管理課(6)、浄水管理課(4)	11	46
9/5	総務局総務課(1)、スポーツ市民局スポーツ施設課(7)、中区保険年金課(1)、教育委員会：教育環境整備課(7)、学校施設課(5)、教職員課(3)、義務教育課(1)、博物館(7)、科学館(1)	9	33
9/11	経済局：産業企画課(3)、労働企画課(2)、中小企業振興課(4)、地域商業課(6)、中央卸売市場南部市場(1)、次世代産業振興課(4)、産業立地交流課(6)、工業研究所(1)、観光文化交流局M I C E推進課(2)、緑政土木局：用地管理課(4)、南土木事務所(2)	11	35
9/19	財政局：財産管理課(4)、資産経営課(7)、スポーツ市民局区政課(1)、観光文化交流局：観光推進課(7)、歴史まちづくり推進課(3)、名古屋城総合事務所(9)、西区民生子ども課(2)、中村区企画経理課(1)、中区市民課(2)、昭和区市民課(1)	10	37
9/24	健康福祉局：地域ケア推進課(3)、介護保険課(1)、観光文化交流局文化芸術推進課(2)、住宅都市局：住宅管理課(15)、まちづくり企画課(1)、名港開発振興課(2)、上下水道局：資産活用課(11)、料金課(7)	8	42

10/1	健康福祉局：高齢福祉課(4)、介護保険課(4)、保護課(10)、緑政土木局道路利活用課(3)、消防局：施設課、総務課、消防団課、規制課、港消防署(10)、中村区市民課(1)、熱田区市民課(1)、教育委員会：学事課(4)、高等学校教育課(3)	13	40
10/4	子ども青少年局：保育企画課(19)、保育運営課(29)、子ども未来企画課(9)、教育委員会鶴舞中央図書館(3)	4	60
10/7	住宅都市局：交通企画・モビリティ都市推進課(2)、住宅整備課(3)、市街地整備課(1)、緑都市整備事務所(4)、都心まちづくり課(4)、天白区総務課(7)	6	21
10/10	総務局市政資料館(1)、子ども青少年局子ども福祉課(2)、監査事務局監査管理課(1)	3	4
10/15	総務局：行政改革推進課(2)、法制課(1)、デジタル改革推進課(2)、給与課(4)、安全衛生課(1)、健康福祉局総務課(1)、子ども青少年局子育て支援課(2)、緑政土木局都市農業課(5)	8	18
合計		133	465

選定した措置状況について、所管課・公所に対し、ヒアリングを行った。

ヒアリングを踏まえ、提供された書類の監査や追加ヒアリングを行った。

『監査の結果』として、【指摘】又は【意見】を記載した。

本監査は、これまでの名古屋市の包括外部監査の結果に対する措置状況のあり方及びその後の事務を監査するという視点から、

【指摘】とは、合規性の観点から問題があり、又は経済性、効率性、有効性、公平性、公益性の観点に照らして妥当性を欠いており、改善すべきと考えるものと定義し、

【意見】とは、合規性、経済性、効率性、有効性、公平性、公益性の観点に照らして、改善することが望ましいと考えるものと定義する。

【事実関係】は、【指摘】又は【意見】の前提又は根拠となるものである。

なお、第 3 章各論の【事実関係】の冒頭には、表形式により、「過去の監査結果」として、過去の包括外部監査結果報告書における指摘又は意見を抜粋して記載し、「措置状況」として、市が指摘に対する措置を講じた当時に監査委員へ通知した内容を記載し、「対応状況」として、市が意見への対応状況を監査委員へ報告した当時の内容を記載した。

第 2章 総論

1 包括外部監査に関する地方自治法の定め

包括外部監査の結果、その措置に関して、地方自治法では、次のように定められている。

包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長等に提出しなければならない。監査委員は、監査の結果に関する報告の提出があったときは、これを公表しなければならない（第 252条の37第 5項、第 252条の38第 3項）。

監査の結果に関する報告の提出があった場合において、提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長等は、その監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、通知があった場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない（第 252条の38第 6項）。

法では、包括外部監査の結果に対して措置を講じることを義務づけていないが、措置を講じた際には、監査委員を通じて措置の公表を行うことを義務づけている。

また、包括外部監査人は、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる（第 252条の38第 2項）。

「添える意見」に関して、法は、特に対応を行った場合の監査委員への報告義務、報告を受けた際に監査委員が公表する義務を設けていない。

ただ、公表義務の如何は別にして、その対応が公表されない限り、行政の対応がされているかどうかは、外部からは確認のしようがない。

2 名古屋市の包括外部監査結果報告に対する取扱い

市は、「外部監査結果に係る措置状況の報告の求め及び公表の取扱いについて」を定めている。

これによると、措置状況の報告の求めとして、

- 1 監査委員は、外部監査結果に関する報告の提出を受けた者に対し、期限を定めて、措置状況の報告を求めるものとする。
- 2 前項に規定する措置状況の報告は、次に掲げるものとする。
 - (1) 市長その他の執行機関（市会事務局を監査の対象とする場合にあっては議長。以下「市長等」という。）に対し指摘を行った事項（以下「要措置事項」という。）のうち市長等が措置を講じた事項にあっては当該措置の内容の通知（以下「措置通知」という。）
 - (2) 要措置事項のうち市長等が措置を講じていない事項にあってはその理由（以下「未措置理由」という。）等の報告

と規定されている。

また、外部監査結果に係る措置状況の報告を求める時点は、

区分	措置状況の報告を求める時点
初回	外部監査結果に関する報告を公表した日から 3 月経過後の 2 月又は 8 月のうちいずれか先に到来する月の末日
2回目以降	前回の措置状況の報告を求める時点から 6 月経過後の 2 月又は 8 月の末日

とされ、要措置事項のうち市長等が措置を講じていない事項がある場合には、その事項を監査の範囲とする監査委員監査実施まで管理し、これ以後は監査委員監査に引き継ぐものとされている。

ただし、初回の措置状況の報告を求める時点より前に要措置事項を監査の範囲とする監査委員監査を実施する場合には、初回の措置状況の報告は求めるものとされている。

なお、措置状況の公表について、監査委員は、外部監査結果に係る措置状況の報告があったときは、当該措置状況を名古屋市公報への登載及び市公式ウエ

ブサイトへの掲載によって公表し、未措置理由等の報告にあつては、市公式ウェブサイトへの掲載によって公表するものとされている。

市は、令和 5年 3月31日までは、「監査の結果に関する報告に添える意見の対応状況の報告の求めについて」により、次のように取り扱っていた。

包括外部監査の結果に関する報告に添える意見に係る対応状況の報告の求めとして、監査委員は、市長その他の執行機関（市会事務局を監査の対象とする場合にあっては議長。）に対し、包括外部監査の結果に関する報告に添える意見について、その対応状況の報告を求めるものとする。なお、対応状況報告は公表しない。

包括外部監査の結果に関する報告に添える意見に係る対応状況の報告の求めの時点について、初回は、外部監査結果に関する報告を公表した日から 3月経過後の 2月又は 8月のうちいずれか先に到来する月の末日まで、 2回目以降は、前回の措置状況の報告を求める時点から 6月経過後の 2月又は 8月の末日までとされていた。

令和 5年 4月 1日以降、「監査の結果に関する報告に添える意見の対応状況の報告の求めについて」が廃止され、包括外部監査の結果に関する報告に添える意見に係る対応状況については、監査委員への報告を求めない取扱いとなっている。

(1) 名古屋市の「意見」の取扱いについて

- ・包括外部監査の結果に対する市の取り組みの公表の観点から

市はこれまで、包括外部監査結果報告書に記載されている「意見」についても、指摘と同様に、担当課において対応を図り、「対応状況」として監査委員に報告していたものの、外部へは公表していなかった。

しかしながら、包括外部監査制度が、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、監査機能に対する住民の信頼を高めるために導入されたものであることに鑑みれば、住民が広く市の取組状況を知る機会を設けるべきと考えられる。

「意見」への対応状況について、公表が義務づけられていないとはいえ「意見」への対応状況を公表している地方公共団体からは、住民に対する説明責任を積極的に果たす姿勢が感じられる。

なお、他の政令指定都市の包括外部監査ウェブサイトへの掲載状況は、次のとおりであった。仙台市を除き、意見への対応状況についても公表がされている。

掲載年数について、中央値は16年、平均値は14年であった。

	政令指定都市	掲載している年数	措置状況等の公表
1	堺市	3年	指摘、意見を公表
2	熊本市	3年	指摘、意見を公表
3	大阪市	4年	指摘、意見を公表
4	福岡市	5年	指摘、意見を公表
5	静岡市	5年	指摘、意見を公表
6	さいたま市	6年	指摘、意見を公表
7	浜松市	6年	指摘、意見を公表
8	相模原市	6年 (措置状況は23年)	指摘、意見を公表
9	札幌市	12年	指摘、意見を公表

10	千葉市	16年	指摘、意見を公表
11	広島市	18年	指摘、意見を公表
12	新潟市	18年	指摘、意見を公表
13	京都市	20年	指摘、意見を公表
14	神戸市	22年	指摘、意見を公表
15	北九州市	22年	指摘、意見を公表
16	川崎市	25年	指摘、意見を公表
17	横浜市	25年	指摘、意見を公表
18	仙台市	25年	指摘を公表
19	岡山市	25年	指摘、意見を公表

本監査で、平成16年度から令和 4年度までの包括外部監査の結果に対する措置状況を監査した結果、名古屋市においては、「指摘」への措置のみならず、「意見」への対応状況についても、監査委員に報告されていた。

【意見】 監査事務局監査管理課

市は、「意見」への対応状況を公表することで、包括外部監査の結果をどのように行政運営の改善に生かしているかを広く住民に知らせることができ、説明責任を積極的に果たす姿勢を示すことができる。

これまでも、「意見」については、「指摘」と同様に、各局でしっかりと対応してきたのであるから、今後は、「意見」への対応状況についても、積極的に公表することが強く望まれる。

(2) 包括外部監査結果報告書及び措置状況に係るウェブサイトへの掲載方法

市は、包括外部監査結果報告書及び措置状況を、名古屋市公報に掲載する方法により公表しているほか、市公式ウェブサイト中の包括外部監査のページにおいて、直近 3 年分を掲載している。

【意見】 監査事務局監査管理課

名古屋市公報については、平成16年 1月以降に発行されたものが市公式ウェブサイトに掲載されているが、確認したい年度の包括外部監査結果報告書及びその措置状況にたどり着くのは難しい。

市公式ウェブサイト中の包括外部監査のページにおいては、直近 3 年分が掲載されているが、包括外部監査の結果に対する措置を講じるまでに 3 年を超えるケースも考えられる。他の政令指定都市の掲載年数の中央値が16年、平均値が14年であることも参考に、掲載年数を延ばすことを検討されたい。

3 総括

(1) 監査結果の指摘・意見の数

監査結果の指摘・意見の数は以下のとおりである。

	指摘	意見
総論	0	2
各論	14	36
合計	14	38

(2) 対象部局別の指摘・意見の数

監査結果の対象部局別の指摘・意見の数は以下のとおりである。

	対象部局	指摘	意見
総論	監査事務局	0	2
各論	会計室	0	1
	財政局	0	1
	スポーツ市民局	1	3
	経済局	0	2
	観光文化交流局	2	4
	環境局	1	0
	健康福祉局	4	5
	子ども青少年局	1	0
	住宅都市局	0	3
	緑政土木局	2	0
	上下水道局	0	8
	消防局	0	1
	区役所	1	2
	教育委員会	2	6
合計		14	38

(3) 指摘・意見に対する措置・対応の取組状況

監査の実施に先立ち、包括外部監査に関する市の公表資料を確認したところ、意見への対応状況が公表されておらず、また、公表されている措置通知において具体性に欠けていると思われるものが見受けられたことから、過去の包括外部監査結果への措置状況について、監査を実施することとした。

その結果、過去の包括外部監査の結果に対する措置・対応については、大半の所属において、既に問題の解決が図られていることや、原因追及・分析を経て一定の実効性が期待できる対策に取り組んでいることが確認され、総合的には、適切に実施されていたと評価できる。

その上で、監査において気になったいくつかの点について示したい。

まず、外部監査の指摘・意見のうち、予算を伴う事項や他の課と協議して対応する必要がある事項、全庁的に議論しなければならないような事項については、全庁的に連携して対応するなど、課題解決に取り組んでいただきたい。

次に、当時の「措置」は適切であったが、その後十分な引継ぎがなされていないと感じられるケースがあったことから、事案の再発防止のためにも、問題意識を引き継ぎ、改善内容を継続することが重要である。

監査人としては、市は、問題意識を持って、指摘・意見への措置・対応を実施しているのだから、それをしっかりと公表し、市民が確認できる仕組みを整えるとともに、包括外部監査の更なる活用につなげていただきたいと願うものである。

最後に、本監査において、どの課もしっかりと対応していただいたことについて、御礼申し上げます。

※巻末に、指摘・意見一覧表を添付している。具体的事例については、報告書中の各論にてご確認いただきたい。

【各論】

番号	局名	課名	頁	指摘	意見	内容
1	会計室	-	15		●	熱田区では、総務課及び企画経理課が全ての課に対して調査を実施するなど、指摘に対して適切に措置が図られていた。 なお、保険年金課では、口頭による周知に加え、領収書冊の表紙に注意書きを貼付し、未使用分の処理を即座に領収書使用者が確認できるような方法がとられていた。この方法は実務的に、より実効性があると思われる。このように、より実効性のある措置については、会計室を通じて措置の内容を共有し、全市的に取り組みを進めることが望まれる。
2	財政局	財産管理課、 資産経営課	18		●	平成23年度の監査の結果を踏まえ、売却という措置はとられていたが、「市として利用する見込みがない土地を20年以上保有し、これからもこれを維持するための作業を行っていくことが適切なものとはいえない」との視点からすれば、協議会で売却の方針を決定した土地が、売却されないうまま何年も経過していたことは望ましくない。行政財産は行政の執行に最も適合するように有効利用しなければならないという原則があり、用途を廃止することを予定しているものの利用に関する協議会で協議及び調整することとしているのであれば、有効利用していない行政財産について、用途の廃止を予定するものとして、早期に協議会に調整依頼をすべきであり、売却の方針を決定したのであれば、速やかに用途を廃止して売却すべきである。協議会による方針が決定した後の方針に沿った措置がされているか財政局で把握し、措置がされていないのであれば必要な措置がされるよう調整することが望ましい。
3	スポーツ 市民局	消費生活課	21		●	当該補助金は、なごや消費者団体連絡会及び愛知消費者協会以外の団体に交付された実績はない。 また、平成23年度以降に交付の実績がないとの事実から、当該補助金のあり方について検討することが望ましい。
3	スポーツ 市民局	スポーツ 振興課	24	●		提出期限が設けられたことは指摘に対する措置といえるが、その提出期限が守られていない。 適切な補助金事務執行のため、当該要綱にしたがって、事業者への指導を徹底し、期限内に事業報告書を提出させるよう改善すべきである。

番号	局名	課名	頁	指摘	意見	内容
3	スポーツ 市民局	スポーツ 戦略課	26		●	平成25年度の監査の結果は、本件負担金が、事業の経費に充てられるものであり、実質的にみて補助金としての性質が多分にあることから、補助金と同様に、交付要綱を定めるなどして支出の根拠を明確にすること、収支の透明性を高めることを求めるものであった。 これに対し、市は、本件負担金についての交付要綱を定めることはせず、支出の根拠については名古屋シティマラソンにかかるとして算出し、決算において領収書等のチェックをすることで適切な収支がなされていることを確認しているとのことであるが、決算書上はその支出の対応関係は明確でなかった。 本件負担金は、法律や契約等による義務として負担するものではなく、市が構成員となっている団体の運営費として負担するものでもなく、「マラソンフェスティバルナゴヤ・愛知2024」という事業の経費に充てるために支出しているものである。ど会計上、補助金と区分するか、負担金と区分するかはさしておき、本件負担金は、どのような経費に対して支出しているのか、その対応関係を明確にすることが望ましい。
3	スポーツ 市民局	区政課	33		●	財源の一本化について検討を行ったとのことであるが、現時点で一本化には至っていない。そうであれば、次期「区のあり方基本方針」の検討の中で、自主的・主体的な区政運営費と区の特性に応じたまちづくり事業費の区分、財源、基金との関係について改めて見直していくことが望ましい。
4	1	経済局	36	-	-	※次行において合わせて記載
4	2	経済局	39		●	優先的な耐震対策が必要とされている徳川公設市場においては、耐震対策が予定されしていない以上、今後も耐震上の問題が解消されることはなく、むしろリスクが増大し続けることになる。また、近隣に民間のドラッグストア、スーパーが多く存在し、徳川公設市場が廃止となっても食料品等の供給の影響がほぼないというのが状況である。そのため、徳川公設市場においては耐震性の懸念があることに加え、公設市場の目的である「消費生活の安定向上」を、民間事業者により果すことが可能と考えられるため、廃止するための要件を明確に定めることが望ましい。
4	3	経済局	42		●	長期間空き店舗となっている公設市場が現在も存在するため、改めて有効利用するように努めることが望ましい。
5	1	観光文化 交流局	45	●		後日、対応方法が適切であったかなどを検証できるようにするために、委託業者の報告から対応策の実施まで、その内容や判断基準を書類として作成するべきである。

番号	局名	課名	頁	指摘	意見	内容
5	2	観光文化 交流局	国際交流課	46	●	仕様書に記載がなければ、報告の義務が担保されないことから、貸出備品の管理を適正に行うためにも、仕様書に報告の義務を記載することが望ましい。 また、照合を行った記録がなければ、実際に照合を行った証跡が残らない。報告の信頼性を担保するためにも、照合した貸出備品台帳などを添付することが望ましい。
5	2	観光文化 交流局	-	46	●	同一の監査で同様の意見があったにもかかわらず、担当課によって措置に差異がある。それぞれの担当課への意見の表現は違うものの、その趣旨を考えれば、国際交流課は、文化芸術推進課と同様の措置となることが望ましい。局内で監査の結果に対する措置の内容を共有し、監査の結果を有効かつ効率的に活用することが望まれる。
5	3	観光文化 交流局	文化芸術 推進課	49	●	昭和39年に建てられた建物であり、平成23年時の耐震対策についての意見から約13年、平成26年の必要な耐震化や修繕についての指摘から約10年経過した現在も、耐震対策を施さないまま施設が運営されている。 そのため、当該施設を存続させると判断した場合には、安全に運営するために必要な修繕は速やかに実施するべきである。
5	4	観光文化 交流局	MICE推進課	52	●	主催者と来場者それぞれの調査を把握することはサービス向上のため貴重な情報であり、実際にも実施がなされているのであるから、来場者アンケートの実施を指定管理者に義務付ける規定を展示場協定書に明記することが望ましい。
5	5	観光文化 交流局	名古屋城 総合事務所	54	●	実際に物品台帳と現物の照合を行っている記録がなければ、照合を行った証跡が確認できない。報告の信頼性を担保するためにも、実際に照合を行った物品台帳の記録を一定期間保存することが望ましい。
6	1	環境局	工場課	56	●	保全部品の管理については、受入記録だけでなく払出記録も確実に把握することが必要である。 指摘に対する措置としては、システムによる帳簿上の棚卸だけでなく、定期的に实地棚卸を実施するべきである。
7	1	健康福祉局	介護保険課	58	●	連帯納付義務者としては、抽出处理時点における介護世帯の世帯主が記載されるようになっているところ、介護保険法第132条第2項、第3項に規定する連帯納付義務者は、世帯主のみならず、被保険者の配偶者もこれに含まれる。 そのため、世帯主のみを出力してしまうと、上記の配偶者に対する催告が実施されないおそれがある。そのため、対象となる連帯納付義務者全てが出力できるようにすることが望ましい。

番号	局名	課名	頁	指摘	意見	内容
7	1	健康福祉局 介護保険課	58		●	連帯納付義務者に対する催告に関し、催告等を実施しない理由についても、各区から提出があるところ、その理由として「近日中に納付予定の為」「非居住の為」「納付書発送済みで納付予定」「滞納処分（差押）予定のため」などが記載されている。このような「予定」とされたもの等については、適切な債権管理の観点からその後の状況を確認し、進展等がなければ、市から改めて各区に対して連帯納付義務者に対して催告するよう指導することが望ましい。
7	2	健康福祉局 介護保険課	61	●		名古屋介護保険条例第14条では、「普通徴収に係る保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該保険料額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が 1,000円以上であるときは当該金額（100円未満の端数は、切り捨てる。）に年 7.3パーセントの割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければならない。」と記載されている以上、延滞金を徴収しなければならぬのであるから、課においては、各区に存する延滞金につき、徴収状況等を把握し、1件でも適切な債権管理が実施されていない事例が発見された際には、再度指導をすべきである。
7	3	健康福祉局 介護保険課	64	●		区によって対応にばらつきがあったところ、適切な債権管理を行うためには、健康福祉局介護保険課から各区に対して指導にしたがって運用されているかを確認すべきであり、1件でも未対応の区が存するのであれば、再び指導すべきである。
7	4	健康福祉局 保険年金課	65		●	組合の令和 5年度の歳入歳出決算（見込）書に基づく財務内容からすると、本補助金により対象事業の人員費を補助する必要性が乏しいこと、また、当該人員費は総務費に計上されるなど運営費の性格もあることから、本補助金は、そのあり方を検討することが望ましい。
7	4	健康福祉局 保険年金課	65	●		交付要綱において、補助金額の上限を設けることなく予算の範囲内と定めるのは適切ではない。補助の必要性和有効性を具体的に検討した上で、適切な補助範囲と上限額を交付要綱に定めるべきである。
7	5	健康福祉局 地域ケア推進課	68	●		翌年度に使用する備品を当年度の備品購入費で購入すべきではないことについて、文書で指導監督をすることはもちろんのこと、精算の際にそのような事実が確認された場合は、当該購入にかかる支出を否認して、委託料の返還をさせるべきである。
7	6	健康福祉局 地域ケア推進課	71		●	全ての調査項目を委託業者ごとに集計し、その結果を委託業者へフィードバックすることが望ましい。

番号	局名	課名	頁	指摘	意見	内容
7	健康福祉局	保護課	72		●	指摘への対応として、延滞金の免除の活用を含めた運用の見直しを継続して検討していることは評価できる。また、事務負担増大の懸念などから検討が難航している状況も理解できる。慎重に議論を重ねることがはもろろんではあるが、指摘から既に5年を経過しており、今後は運用開始を目指して、意見を取りまとめるための期限を設けて検討を継続することが望まれる。
8	子ども 青少年局	保育運営課	75	●		特殊勤務手当第24条第1項の柱書の「次に掲げる業務を本務として行う当該職員の業務とする。」を「次に掲げる業務とする。」に改正し、同項4号を「保育所において保育士、保育員、看護師又は准看護師が行う障害児（名古屋市障害児保育指導委員会により障害児保育の対象であると認定された児童及び園長が認定児と同程度の心身の障害を有すると認める児童をいう。）の保育又は看護の業務」と改正した上で、障害児がいる保育所における全ての保育又は看護の業務を本務とする職員が当該業務に従事した日数に応じて福祉業務手当を支給すべきである。
9	住宅都市局	まちづくり 企画課	78	●		包括外部監査における指摘から10年超が経過している状況であるが、暫定的な活用が進んでいない状況である。 また、現状は事業化推進を検討している段階であり、都市計画の決定までの期間を踏まえると、仮に事業化がなされるとしても相当程度の期間は現状のままの状況が継続すると思われることから、改めて暫定的な利活用の方法を具体的に検討することが望まれる。
9	住宅都市局	住宅管理課	79	●		住環境に関するよりよい公共サービス提供の観点から、利用者の声をきくために住宅管理業務の満足度を調査する趣旨からすると、窓口対応についての満足度と併せて調査を実施するのみでは回答数が少なく、また、住宅管理業務に関する具体的な項目を複数項目列挙するようないないアンケートを行っていないため、十分な効果が得られるようないないアンケートに加えて、全戸を対象とした住宅管理業務に関する具体的な項目を複数項目列挙するようないないアンケートを定期的に実施することが望まれる。
9	住宅都市局	名港開発 振興課	81	●		継続的な運航に向け、改めて今後の中長期的な収支計画を作成するとともに官民の役割分担を明確にした上で、収支改善を進める必要がある。 にぎわい創出やそれに伴う経済効果といった運航業務の収支には反映されていない効果など、費用対効果を検証し、効果的な事業の実施に努められたい。

番号	局名	課名	頁	指摘	意見	内容
10	1	緑政土木局 緑地管理課	84	●		「都市公園内に存在する社寺等一覧」に記載されている各々の土地について、当該宗教的施設の性格、当該運営主体の性格、当該土地が無償で当該施設の敷地の用に供されるに至った経緯、当該土地利用の具体的態様、地域住民の認識、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、当該土地の利用提供行為が違憲状態かどうかの可能性を個別に検討するとともに、現況が違憲状態である場合には、売却、有償貸与、無償譲与といった違憲状態を解消するための方策について調査・検討すべきである。
10	2	緑政土木局 緑地管理課	94	●		諏訪公園は、昭和31年の都市公園法施行の日において都市公園となっていたのであるから、昭和51年の改正法の施行の際に公告がなされていなかったとしても、改正後の都市公園法に基づく都市公園となる。 市が諏訪公園を都市公園として公告していないから都市公園ではないという考えは誤りであり、諏訪公園を都市公園として扱うべきである。
11	1	上下水道局 経営企画課	96		●	平成22年度において水道料金を値下げして以降、令和 6年度まで14年以上もの間料金改定が行われなかった事実を踏まえ、少なくとも今後においては答申に記載されているとおり、「料金水準については、経営計画の改定等にあわせて経営状況や資金状況の見通しをたてた上で、維持管理費など通常の費用のほか資産維持費も含めた適切な水準に料金改定を継続的に行う」ことや、「料金体系については、使用者負担の激変についても考慮しつつ、水需要構造の変化に対応した経営の持続性と負担の公平性が両立できる体系を目指して漸進的に見直しを行う」ことなどにより、持続可能な上下水道事業の運営を意識し、経営計画の策定などに合わせて定期的に料金改定の検討を実施することが望まれる。
11	2	上下水道局 労務課	99		●	過去に文書及び口頭にて注意喚起し、遅延防止の徹底を図ったのみでは継続的に指摘事項への実質的な対応がなされることが担保されないことから、毎年の研修等で周知徹底することが望ましい。
11	3	上下水道局 浄水管理課	100		●	指摘からこれまでの間に措置すべき事象が発生していない状況であるが、次回の更新時に指摘された内容に対応できるよう、対応の考え方や方向性を文書化して保存することが望ましい。
11	4	上下水道局 資産活用課	103		●	担当課において利活用の方法は検討されていることは確認できたが、包括外部監査での指摘から10年超が経過しているものの土地の有効活用が進んでいない状況は改善されていない。現状においても建設予定時期は令和30年頃を見込んでおり、このままの状況が続けば長期間利活用がなされない状況が継続されることとなる。市街化調整区域にはあるものの国道沿いの土地であることから、より実現可能性のある貸付契約の内容を検討するなど、スピード感をもって配水場建設までの有効活用を行うことが望まれる。

番号	局名	課名	頁	指摘	意見	内容
11	5	上下水道局	料金課	105	●	現行のマニュアル上では支払督促の実施を検討する対象者の条件として漏水の有無を考慮する記載とはなっていない。漏水の事実を考慮して支払督促の要否を決定する運用を行っているのであればマニュアルにその旨を記載することが望まれる。
11	6	上下水道局	料金課	107	●	誓約書等の入手状況については都度実施する給水停止ミートーティングにて確認していることであるが、当該方法では誓約書等の徴収が網羅的に行われているかを事後的に検証することが容易にできない。 営業事務手続では「原則として誓約書等を徴する」としているため、例外的なケースも想定していることから、誓約書等の入手の網羅性及び入手していない場合の営業所による承認の実施を担保するためにも、給水停止を保留している対象者について誓約書等の入手状況を記録する等個々の状況を確認できるようにし、入手されていない場合には営業所の承認を受けていることを明確にすることが望ましい。
11	7	上下水道局	経理課	109	●	地方公営企業会計においては過年度の資産計上を修正する場合、その時点における過年度損益修正益もしくは過年度損益修正損として計上し、貸借対照表に計上されている金額があるべき金額となるように会計処理することが求められている。 本ケースでは、平成18年度の監査における指摘を受けた際に、それ以降の期間で減価償却費を修正する会計処理を行っているが、本来は先の指摘を受けた時点において、当該時点における減価償却超過額を過年度損益修正益として計上するとともに、減価償却累計額を変更すべきであったと考えられる。
11	8	上下水道局	経理課	111	●	地方公営企業会計においては過年度の資産計上を修正する場合、その時点における過年度損益修正益もしくは過年度損益修正損として計上し、貸借対照表に計上されている金額があるべき金額となるように会計処理することが求められている。 本ケースでは、過年度に固定資産の取得原価に算入した支払利息の影響が残る中で減価償却計算を現在も行っているが、本来は平成18年度の監査における指摘を受けた際に、固定資産の取得原価に算入した支払利息を取得原価から控除するとともに、正しい取得原価に基づき減価償却費を計算した上で、先の指摘を受けた時点における減価償却費計上後の資産計上額を算定し、実際に計上している固定資産金額との差額について過年度損益修正損として計上すべきであったと考えられる。
12	1	消防局	総務課	113	●	適正に業務内容が引き継がれるように事務マニュアル等の書類を作成して周知することが望ましい。

番号	局名	課名	頁	指摘	意見	内容
13	1	中川区 民生 子ども課	115		●	以前の指摘と同様の事象が発生していたが、既に複数人で確認するなどの対策を済ませている。担当職員の多忙が原因とのことであり、今後も同様の事象が発生するおそれがある中で、毎年度の決算時に決裁者が必ず行うチェック項目とするなど、課内体制を整えて再発防止を図ることが望まれる。
13	2	緑区 市民課	117		●	緑区では、「準則」にしたがって事務を執り行うことを定めた「市民課現金収納事務取扱要領」を制定し運用しているが、緑区以外の区、支所において緑区と同様の要領が存在していないことを鑑みるに、「準則」にも明記されているとおり、「準則」は最低の基準を明記しているにすぎない。個々の現場状況に合わせてアレンジすることとを求めていると考えられる。緑区市民課においては現場の職員が困ることのないように実情に合わせてより詳細な「要領」を制定することが望ましい。
13	3	天白区 総務課	122	●		公印使用記録簿への記載は、原則どおり、「公印の押印と一連の流れ」で行うべきである。仮に、業務の都合によりそれが困難であったとしても、遅くともその公印押印をした日の業務時間内には記録をすべきである。
14	1	教育委員会 学校保健課	124	●		公会計化の必要性については、平成20年及び21年当時から変わるものではない。また、文部科学省では、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を策定し、2019年7月に公表するとともに、全国の地方公共団体に対し当該ガイドラインを適宜活用して公会計化を推進するよう通知している。こうした状況を踏まえ、教育委員会においても公会計化への移行を進めているが、公会計化ができる限り早期に実現するよう、学校徴収金のシステム化など環境整備を確実に実施すべきである。
14	2	教育委員会 学校保健課	126		●	本件覚書では、教育委員会の事務及び公益財団法人名古屋市教育スポーツ振興団の事務が記載されているにすぎず、各事務がどのような法的根拠に基づいてなされているのかは未だ不明確である。 また、覚書第1条1項2号には「保護者から徴収した給食費を、毎月（8月を除く）乙に支払う事務」とされ、同条2項には「甲は、前項各号の事務事業を各学校長に行わせることができる」とされているものの、保護者に対する給食費の徴収事務の主体は規定されていない。 そのため、徴収事務が滞った時、最終的に法的権限を行使しうる主体が一義的に明確ではないことは従前と変わるものではない。 したがって、公会計化にあわせて各契約関係についても、契約書等によって明確に規律することが望ましい。

番号	局名	課名	頁	指摘	意見	内容
14	3	教育委員会 学校保健課	129		●	名古屋市教育委員会と公益財団法人名古屋市教育局スポーツ協会との間の委託関係について覚書が締結されているが、本件覚書では、教育委員会の事務及び公益財団法人名古屋市教育局スポーツ振興団の事務が記載されているにすぎず、各事務がどのような法的根拠に基づいてなされているのかは未だ不明確である。 また、覚書第1条1項2号には「保護者から徴収した給食費を、毎月（8月を除く）乙に支払う事務」とされ、同条2項には「甲は、前項各号の事務事業を各学校長に行わせることができる」とされているものの、保護者に対する給食費の徴収事務の主体は規定されていない。 そのため、徴収事務が滞った時、最終的に法的権限を行使しうる主体が一義的に明確ではないことは従前と変わるものではない。 したがって、公会計化にあわせて各契約関係についても、契約書等によって明確に規律することが望ましい。
14	4	教育委員会 学校保健課	131	●		ヒアリングでは令和5年に西区の小学校で発生した事例について、徴収すべき世帯に徴収を伝えることができず、また、徴収すべきでない世帯から徴収を一定期間継続するとともに、差額を自ら立て替えて支払っていた事実からすると、「私会計」で学校給食費を管理する場合の難点である①教員に管理回収について多大な労力をかけさせストレスを与える、②立替えや他費の流用が起こりやすくなるとの点が顕在化した事例であると思料されるため、早期の公会計化が必要である。教育委員会において公会計に移行する方向で進めている以上、公会計化ができる限り早期に実現するよう、学校徴収金のシステム化など環境整備を確実に実施すべきである。
14	5	教育委員会 教育センター	133		●	研修を対面で実施することの意味があるとのことであったが、令和3年から令和5年にかけての受講率からも明らかのように、オンデマンド方式と対面方式では受講率に差が生じている。 そこで、対面方式での出席を原則としつつも、オンデマンド方式を併用すること、そもそも未受講者を減らしていく制度を構築していくことが望ましい。
14	6	教育委員会 学事課	136		●	文書で一度通知するのみでは、適正に通知内容が引き継がれないおそれがあるため、学校徴収金マニュアル及び学校徴収金監査マニュアルに明記することが望ましい。
14	7	教育委員会 -	137		●	今後の再発を防止するため、学校事務の手引き【管財編】に明記することが望ましい。

番号	局名	課名	頁	指摘	意見	内容
14	8 教育委員会	鶴舞中央 図書館	139		●	「早期にデジタル化完了までの現実的な計画を立案する必要がある。」との指摘に 対して、「現実的な計画」に変更したが、事業開始から10年かけて調査を完了させた というものであり、「早期にデジタル化完了」ということについての措置がなされた とは言いがたい。この事業は、デジタル化したものが公開されて初めて意味を成すもの である。災害はいつ発生するか分からないため、できるときにできるだけのことを進 め、ことをしなければ、この事業そのものの存在意義が問われることになる。 教育委員会は、調査が完了した分についての予算要求をするようになったが、デジ タル化費用を5年に分けて毎年予算要求するのに対して、データ公開費用は5年分を 一括で要求することとしているため、たとえ予算措置がなされたとしても、デジタル 化されたものが市民に公開されるのは、5年後である。 調査が完了した分について、毎年、デジタル化されたものが市民に公開されるよう な計画を立案することが望まれる。
【各論】指摘・意見数				14	36	
【総論】【各論】指摘・意見合計				14	38	